

公務員関係判例研究会 平成 28 年度 第 4 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 28 年 7 月 21 日 (木) 15:00~17:00

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、大森弁護士、木上法務省訟務局付、木村弁護士、鈴木弁護士(座長)、高田弁護士、田中弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 加瀬内閣審議官、福田内閣参事官、平山人事制度研究官、森調査官、鈴木争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 社会保険庁が廃止されたことによる廃職を理由として行われた国家公務員法 78 条 4 号に基づく分限免職処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 社会保険庁職員分限免職取消等請求事件(季刊公務員関係最新判決と実務問答 1 号 39 頁)は、社会保険庁の職員であった原告らが、平成 22 年 1 月 1 日に日本年金機構が設立され社会保険庁が廃止されたことに伴い、任命権者である社会保険庁長官等から、平成 21 年 12 月 25 日付けで、国家公務員法 78 条 4 号(官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合)に基づき、同月 31 日限りで分限免職する旨の各処分(以下「本件分限免職処分」という。)を受けたことから、本件分限免職処分は裁量権の範囲を逸脱・濫用した違法なものであるとして、その取消しを求めるとともに(ただし、人事院判定において分限免職処分が取り消された 3 名に係るものを除く。)、国家賠償法 1 条 1 項に基づく慰謝料の支払を求めた事案である。

本件判決は、本件分限免職処分は、官制の改廃により廃職が生じた場合においてされたものであるから、国家公務員法 78 条 4 号の要件を満たすとした上で、本件分限免職処分は裁量権の逸脱・濫用がなく適法であり、さらに、本件分限免職処分をしたことが、国家賠償法上の違法行為に該当するとはいえないとして、原告らの請求を全て棄却した。

○ 国家公務員法 78 条 4 号の分限免職処分と民間における整理解雇の違いについて、国家公務員の場合は、同法 78 条の適用を前提として、「官制若しくは定員の改廃」、すなわち、各行政機関の設置を定める法令の改廃が先行し、これらは国会等の民意を受けるプロセスを経ていることから、その結果である官制若しくは定員の改廃自

体の司法の介入・審査は、抑制ないし謙抑的なものにならざるを得ないが、民間の場合、整理解雇における人員削減の必要性については、当然、司法審査の対象となる場所等に違いがある。

- 分限免職処分を回避するために努力する義務を履行したといえるには、原則として、任免権者に付与された法令上の権限に照らして可能な措置で足りるが、他の部局、組織についても、具体的な事情の下で協力すべき立場にあるとか、協力要請することが容易であるといった事情が認められれば、権利濫用とされるリスクは存在する。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 本件では、当初 15 人が訴訟提起しているが、そのうち 3 名については、人事院の判定で分限処分が取り消されており、訴えを取り下げている。回復すべき利益があるから訴えを提起すると思うが、本件では、分限免職処分をした社会保険庁は既に組織として存在しておらず、分限免職処分が取り消されたとしても、その後の身分はどうなるのか、不明である。
- 仮に、本件の原告らが勝訴した場合、その判決の拘束力はどのように機能するのか。日本年金機構法附則 73 条 1 項で、同法律の施行前にした社会保険庁等の処分は、厚生労働大臣等の処分とみなされるが、これにより取消判決の効力も厚生労働大臣等に及ぶことになるのか。
- 大方針として、社会保険庁を廃止して年金機構へ移行することとし、加えて、移行に際しては、社会保険庁の職員をそのまま異動させないで、外部からの採用も行うこととしたが、これが民間の場合であったら問題となると思われる。今回は、国が行った場合だから問題とならなかったが、どういう論理なのか。
- 社会保険庁を廃止して、年金機構へ移行することは、組織改革ということが大きな目標であったから、外部からも多く職員を採用したという言い方もできるだろう。社会保険庁の職員がそのまま全員移行したら、組織の名前が変わっただけで中味は全く変わっていないではないかとの批判があり得ただろう。
- 一定の政策的な判断の元に、社会保険庁という組織を変えるという判断をし、また、職員についても、経験者は一定程度の活用はするが、同庁在職中に問題があった職員は、原則採用しないという判断をし、それを実現するために国会で議論をして、立法化したものであり、立法そのものに立法権の濫用といった問題がない限り、その判断枠組みを尊重するという事ではないか。
- 公務員の身分保障も、組織の根拠となる法律があるからではないか。公立病院に指定管理者が新たに設置される場合に、その必要性が争われるが、指定管理者設置の必要性は、議会が認めて決めていることである。それが、民主主義ではないか。法律がなくなれば、身分保障もなくなるというだけの事ではないか。

(3) 次回会合は、9月15日(木)に開催することとした。